

# 令和8年度 議会改革特別委員会 運営方針

## 1 調査の目的

墨田区議会基本条例の運用、政治倫理その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

## 2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 更なる「開かれた議会の実現」「議会活動の活性化」に向けて

(内 容)

今期(第20期)の最終年度となる今年度は、議会改革に関する課題の検討結果 No. 3 2 「見直し手続(開かれた委員会の場での協議)」のとおり、「議会改革に関する報告書」を基に、条例及びその運用について見直し・検証を行う。

また、「令和7年度 議会改革特別委員会における調査・検討結果に係る引き続き検討すべき事項」において示された「ハラスメントに関する『第三者委員会の設置』」や「ハラスメントに関する条例や指針策定の検討」を行い、墨田区議会の更なる「開かれた議会の実現」「議会活動の活性化」を目指す。なお、「ハラスメントに関する『第三者委員会の設置』」や「ハラスメントに関する条例や指針策定の検討」においては、区議会議員から区職員へのハラスメント実態調査の結果を踏まえ実施する。

## 3 調査期間及びスケジュール

別紙「令和8年度 議会改革特別委員会 スケジュール」のとおり

#### 4 調査の手法等

| 項 目          |            | 実施予定                        |   |
|--------------|------------|-----------------------------|---|
| 先進自治体等への行政調査 |            | ○                           |   |
| 議会基本<br>条例関連 | 13条        | 委員間討議                       | ○ |
|              |            | 議事堂以外での委員会開会                |   |
|              | 14条        | 区民等との意見交換会等                 |   |
|              |            | 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施 |   |
|              | 19条        | 公聴会及び参考人制度の活用               |   |
|              |            | 学識経験者等による専門的事項に関わる調査        |   |
|              |            | 議会のパブリック・コメント               |   |
| 22条          | 委員会における研修会 |                             |   |

#### 《概要》

##### 1 先進自治体等への行政調査

議会改革における先進自治体への行政調査を実施する。

＜視察先：例＞

- ・兵庫県芦屋市議会 「芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針」
- ・新潟県上越市 「上越市議会ハラスメントガイドライン」
- ・大阪府泉佐野市 「子ども議会」
- ・三重県四日市市 「シティミーティングワイ！ワイ！GIKAIについて」
- ・愛媛県松山市 「選挙コンシェルジュ等による主権者教育の推進について」

##### 2 委員間討議

調査・検討に当たっては、委員間討議によることを基本とし、積極的な議論を行う。

\* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。